

平成 2 1 年

第 2 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 1 年 9 月 3 日
神戸市相楽園会館

平成21年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成21年9月3日） 会議録

議事日程

平成21年9月3日午後2時開議

（諸報告）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 認定第1号 平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算認定の件

第4 認定第2号 平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算認定の件

第5 議案第12号 平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第2号）

第6 議案第13号 平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算（第2号）

第7 議案第14号 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正
する条例制定の件

第8 一般質問

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（29名）

1番 梶本 日出夫

2番 山名 基夫

3番	白井	文	4番	友國	仁男
5番	河野	昌弘	6番	濱田	知昭
7番	山中	健	8番	川村	貴清
12番	西田	正則	13番	豆田	正明
14番	來住	壽一	15番	村上	正明
16番	藪本	吉秀	17番	登	幸人
19番	井上	嘉之	20番	吉岡	正剛
22番	酒井	隆明	23番	藤原	敏憲
26番	多次	勝昭	28番	田路	勝
30番	西村	悟	31番	東田	耕造
32番	古谷	博	33番	清水	ひろ子
35番	藤原	茂	36番	橋本	省三
37番	八幡	儀則	38番	山本	暁
40番	長瀬	幸夫			

欠席議員（12名）

9番	谷口	芳紀	10番	中川	茂
11番	樽本	庄一	18番	水田	賢一
21番	東郷	邦昭	24番	辻	重五郎
25番	川野	四朗	27番	富岡	篤太郎
29番	山本	廣一	34番	立垣	昇
39番	庵途	典章	41番	馬場	雅人

説明のため出席した者

広域連合長 山田 知

事務局長 寺 田 裕

資格保険料課長 田 原 洋 子

給付課長 植 田 勲

システム課長 久 保 孝

職務のため出席した職員

総務課長 酒 匂 義 裕

事務職員 田 月 幸 一

事務職員 田 辺 三 夫

(午後 2 時開会)

○議長（西田正則） ただいまの出席議員は 29 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 21 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 平成 21 年第 2 回広域連合議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

このたびの台風 9 号により、兵庫県下でも大きな被害が発生いたしました。亡くなられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また被害に遭われた市町の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

さて、各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の円滑な運営に尽力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、平成 20 年度広域連合一般・特別会計決算認定の件等、諸案件を提案させていただきます。各議案につきまして、後ほどご説明いたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（西田正則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第 2 号による報告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、13番、赤穂市、豆田議員及び15番、宝塚市、村上議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西田正則) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、認定第1号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、日程第4、認定第2号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいま上程されました認定第1号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、認定第2号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、一括してご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

認定第1号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」でございますが、定例会提出議案の2ページ、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算現額46億66万8,000円に対しまして、収入済額45億5,3

09万9,470円、支出済額41億6,599万1,169円、歳入歳出差引残額は3億8,710万8,301円でございます。この主な要因は、後にご説明申し上げます歳出の第2款、第1項総務管理費の不用額によるものであります。

次に、7ページをお開きください。

事項別明細書でございますが、歳入の第1款分担金及び負担金は、予算現額12億5,725万1,000円に対し、収入済額12億3,062万円でございます。これは、各市町からの事務費負担金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、予算現額5,132万6,000円に対し、収入済額4,748万845円、これは、保険料不均一賦課負担金でございます。第2項国庫補助金は、予算現額28億2,954万8,000円に対し、収入済額28億2,989万3,930円でございます。これは、平成21年度の被扶養者、低所得者の保険料軽減のため基金に積み立てる臨時特例交付金等でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金は、予算現額5,132万5,000円に対し、収入済額4,748万845円、これは保険料不均一賦課負担金でございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、予算現額7,874万3,000円に対し、収入済額6,688万1,932円でございます。これは、平成20年10月31日以降分の広報・相談体制整備のための費用を後期高齢者医療制度臨時特例基金より繰り入れたものでございます。第2項特別会計繰入金は、予算現額2,177万5,000円に対し、収入済額1,949万2,000円でございます。これは、特別会計で収入しておりました特別調整交付金を、一般会計に振り替えて、平成20年10月30日以前の広報・相談体制整備のために執行したものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金は、予算現額3億769万9,000円に対し、収入済額3億769万8,593円で、平成19年度からの繰越金でございます。

第6款諸収入、第1項預金利子は、予算現額50万円に対し、収入済額116万1,558円でございます。第2項雑入は、予算現額250万1,000円、収入済額2

38万9,767円で、これは基金利子収入等でございます。

9ページをご覧ください。

歳出でございますが、第1款議会費は、予算現額318万6,000円に対し、支出済額47万8,415円、これは、広域連合議会の開催経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、予算現額44億8,936万円に対し、支出済額40億7,051万1,064円、不用額4億1,884万8,936円でございます。不用額の主なものは、諸帳票印刷費、医療費通知等郵送料、電算処理システム運用委託料、広域連合事務局派遣職員給与等負担金などの節減等によるものでございます。

第11節需用費は、帳票印刷費、消耗品等でございます。第12節役務費は、被保険者及び市町宛郵送料やコールセンター業務経費等でございます。第13節委託料は、高額療養費支給業務委託や電算システム運用委託等でございます。第14節使用料及び賃借料は、広域連合事務所賃借料等でございます。第18節備品購入費は、システム関係備品購入費等でございます。第19節負担金、補助及び交付金は、各市町から派遣されている事務局職員の給与等負担金等でございます。第25節積立金は、歳入でご説明しました臨時特例基金への積立金でございます。

第2項選挙費は、予算現額20万6,000円に対し、支出済額4万円でございます。これは、選挙管理委員会委員の報酬でございます。第3項監査委員費は、執行しておりません。

第3款民生費は、予算現額1億265万1,000円に対し、支出済額9,496万1,690円でございます。これは、保険料不均一賦課繰出金でございます。

第4款予備費は執行しておりません。

続いて、認定第2号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」についてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

予算現額4,414億2,686万7,000円に対しまして、収入済額は4,374億1,312万4,294円でございます。

続いて6ページをお願いします。

支出済額は4,223億1,670万6,805円、歳入歳出差引残額は150億9,641万7,489円でございます。これは、国庫支出金等の精算に要する費用、調整交付金の増額交付、給付費が想定よりも減じたこと等によるものでございます。

事項別明細書でございますが、11ページをお願いします。

歳入の第1款市町支出金は、予算現額804億886万4,000円に対し、収入済額813億6,793万7,111円でございます。保険料負担金の収入未済額899万6,034円は、21年度会計で過年度として収入済でございます。

第2款国庫支出金は、予算現額1,355億8,986万2,000円に対し、収入済額1,370億1,439万9,050円でございます。

第3款県支出金は、予算現額349億4,991万4,000円に対し、収入済額348億9,474万1,234円でございます。

第4款支払基金交付金は、予算現額1,890億9,576万4,000円に対し、収入済額1,829億4,410万9,000円でございます。

以上、市町、国、県支出金及び支払基金交付金につきましては、21年度において79億円余を精算する予定でございます。また、国庫支出金のうち調整交付金では、当初に比して、29億円余の増額交付がございました。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額2億3,421万5,000円に対し、収入済額4,063万5,798円でございます。

第6款繰入金は、予算現額10億2,797万6,000円に対し、収入済額10億2,085万9,236円でございます。

第7款県財政安定化基金借入金は、収入しておりません。

第8款諸収入は、預金利子等で予算現額1億2,027万1,000円に対し、収

入済額1億3,044万2,865円でございます。

次に、14ページをご覧ください。歳出でございます。

第1款保険給付費は、予算現額4,385億2,113万4,000円に対し、支出済額4,215億4,957万8,618円で、不用額は169億7,155万5,382円となっております。不用額の主な理由は、給付費が想定よりも減じたことによるものでございます。

第2款県財政安定化基金拠出金は、予算現額4億4,475万7,000円に対し、支出済額4億4,029万2,000円でございます。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額2億3,421万5,000円に対し、支出済額4,250万8,287円、不用額1億9,170万6,713円となっております。

第4款保健事業費は、予算現額3億7,516万9,000円に対し、支出済額2億6,479万1,000円、不用額は1億1,037万8,000円でございます。

第5款公債費は執行しておりません。

第6款諸支出金は、予算現額2,227万5,000円に対し、支出済額1,953万6,900円で、広報・相談体制整備経費として一般会計に繰り出したもの等でございます。

第7款予備費は執行しておりません。

以上、認定第1号及び認定第2号について、ご説明申し上げます。

何とぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。自席でご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 養父市、藤原でございます。

今の2つの議事につきまして、事前に告知をしておりますので、それに基づきまして質問したいと思いますが、その前に一つお聞きしたいんですけれども、補正予算のことは以前申し上げましたけれども、決算の認定につきまして詳細説明というのがないんですけれども。今、事務局の方から早口で述べられて、なかなか聞き取りにくかったんですけれども、どうも担当課長会議では詳細の説明がされているようなんですけれども、そういう資料は我々議員にはいただけないんでしょうか。

と申しますのも、今言われまして、事前に通告しておりますけれども、認定第1号、第2号につきましても、不用額とか未収金の問題等につきまして事前にお聞きしたいわけなんですけれども、これらにつきましては今日しかないわけで、お聞きしようと思えますと。そうしますと、担当課長会などで配られている資料が我々にも配られましたらば、このような質問の時間を取らなくてもわかりやすく、我々も大変助かるわけなんですけれども。このような議会の仕組みがずっと行われていると、今後も行われていくということなんでしょうか。事務局のご見解をお尋ねしたいというふうに思います。

それから通告しておりますように、認定第1号につきまして、一般会計の認定でございますけれども、それぞれ需用費、それから役務費、委託料で多額の不用額が出ておりますけれども、これらにつきましてはの詳細な説明とその理由についてお答えいただきたいと思います。

それから、認定第2号につきましては、市町負担金の未収金899万6,000円が出ておりますけれども、これの各市町の内訳というのはわかるんでしょうか。ちょうど先ほど21年度ですべて収入済だというご理解が得られましたけれども、なぜこのようなことになっているのか伺っておきたいというふうに思っております。

それから通告に従いまして行いますけれども、一人当たりの医療費は今どうなっているのかということです。保険料につきましては、高齢者の人数とか、それから医療費に伴いまして保険料が上がったり下がったりするわけなんですけれども、2年に一度の改正で、来年度、この間の選挙の結果を受けましてどうなるかわかりませんが、医

療費、高齢者の人数というのがどうなっているのかということは、お答えいただきたいというふうに思います。平成15年度、16年度から比べますと、一人当たりの医療費は非常に増えてきているというふうな結果が出ておりますが、いかがでございましょうか。

それから、今のこの平成20年度決算、21年度の状況を見まして、来年度の保険料はどの程度になると現在のところ試算されているのか、お答えをお願いいたします。

それから、保険料の軽減対象者数、これは担当課長からもいただいているわけですが、20年度では一体どうであったのか。各市町別の一覧表をぜひお出しいただきたいと思いますのと、あと条例減免がございませけれども、人数につきまして、これもお答えいただきたいというふうに思います。

それから、これは制度発足当初からだったんですけども、国は、保険料は大体高齢者の7割が保険料は下がっているというふうなことを言っておりましたけれども、兵庫県の広域連合の実態はどうであるのか。20年度の決算を見られて、いかがでございましょうか。

以上の点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

最初のご説明資料の点でございませ。41市町の課長さん方にお集まりいただきまして、資料に基づきましてご説明させていただきました。その資料につきましては、議員さんにそれぞれご説明いただくようにご活用いただいて結構、というよりご活用いただくようお願いしておりますところでございます。

それから、一般会計の需用費でございませ。需用費につきましては、医療費通知書の印刷と、あるいは減額認定証の関係の印刷費等の残が主な原因でございまして、医療費通知につきましては、当初、20年度を3回に分けてございましたが、これを2回にしたという点も不用の原因でございませ。それから、減額認定証関係につきまし

ては、当初、20年度で予定しておりましたが、19年度に、当初の被保険者証の印刷とあわせて執行することが19年度末にできましたので、その分不用が出ているということでございます。

それから、役務費でございますが、これにつきましても医療費通知が3回から2回ということに伴いますもの、あるいは給付関係の決定通知書等の郵送料がこれらに伴いまして少なくなったということで、1億円余の残が出ております。それから、減額認定証の郵送料でございますが、これは先ほどの認定証の印刷と同じでございますが、先に印刷させていただいたものを、当初の予定では広域連合の方から直接被保険者の方に郵送させていただくところ、途中で変更いたしまして、各市町から送っていただきました。それで当然、この予算で郵送料が余らないといけないということでございます。

委託料につきましては、電算処理システムの運用委託等の業務の精査と見直しで、5,500万円余が不用になっております。その他、医療費通知の、やはり3回から2回になりました発送通知の業務委託1,200万円、あるいは第三者の求償事務関係の手数料が1,800万円、あるいはレセプト管理手数料が1,800万円。こういうところが主たる原因でございます。

それから、市町負担金収入未済の件でございますが、これは市町負担金のうちの保険料負担金にかかるものでございます。被保険者の方々から市町に納付していただいた保険料を広域連合に納付していただくわけでございますが、3月までに各市町で徴収いただきました保険料を、広域連合に納付していただくための歳出予算が一部不足していたということがございまして、21年度収入となったものでございます。既に収入未済の状態は解消されております。

それから、被保険者数の動向、あるいは一人当たりの給付費ということでございます。15年以降、給付費が伸びているということでございます。平成14年の10月に老健法が改正されまして、被保険者の対象の方が75歳に、5歳引き上げられまし

た。それが順繰りに1歳ずつ上がってきたものですから、全体の被保険者数の人数というのは、平成19年の10月、5年目のところまでは減少をたどっておりました。それ以降は少しずつ増えておりました、昨年のこの制度の発足に伴いまして、平成20年度の平均被保険者数は56万5,037人になりました。それから、一人当たり給付費でございますが、老健の時代には、特に平成18年の診療報酬の改定、非常なマイナス改定が行われたときを除きまして、毎年4.7%あるいは5.7%という伸びを示してきたわけでございますが、平成20年度につきましては、平成19年度比較で1.29%、若干一人当たり給付費が減額したという形になっております。

それから、20年度決算状況から見ると来年の保険料はどうなるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、まだこれから国の方針が示されると思われまので、それを踏まえて検討していくことになろうと思われま。

それから、軽減関係でございます。保険料軽減対象者数でございますが、20年度中の保険料軽減対象者数は8.5割が19万6,517人、5割が1万1,068人、2割が3万3,391人、被扶養者に対する軽減が7万2,055人でございます。これは平成20年度の月次集計表の3月31日現在の数字でございます。内訳は、また各市町に後ほどお届けさせていただきます。

それから、条例減免の数でございます。条例減免につきましては、平成20年度中の条例減免者数は350人ございました。

それから最後の、国が発表した被保険者数の7割が保険料が下がるということでございます。この件につきましては、平成20年の6月に国が試算されまして、7割という数字を発表したものと承知しております。私どもの方では、実態は調査しておりません。以上でございます。

○議長（西田正則） はい。23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 23番、藤原です。

担当課長会で配られる資料は、我々も担当課長からいただければいいということですが

ね。そういうことで理解しておいてよろしいのでしょうか。と申し上げますのも、今質問申し上げました項目につきまして、担当課長にもお聞きしました。担当課長会でそのような説明も全部ありましたけど、ということでお聞きしたんですけども。ところが本来議会でしたら、付属資料という形で説明資料も配られるんですけども、ほとんどが市長さんとか町長さんとかがなられておりますので、そちらには資料まで配られているのかわかりませんが、市長に対しては。私は一議員ですので、私の手元には全然来ないんです、担当課長を通じなければ。それについては、これからも同じやり方でやられるのかということです。

やはり担当課長会で配られた資料については、別に秘密のものでもありませんし、より詳細な説明資料だと思いますので、我々にも配っていただくということはできないのでありまじょうか、この点伺っておきたいと。担当課長からもらってくれというのは、ちょっと無責任ではないですか。広域議員ですから、我々は。議案と一緒に配付するというのが、本来の姿ではないのでしょうか。

それから、数字等につきましては、理解をいたしました。

国の動向がというのは後で討論とか一般質問で申し上げたいと思っておりますけども、現在の国の制度の中で、20年度につきましても保険料を決めたわけですけども、来年度の保険料はどうかということ、その試算も今のところされていないということですか。先ほど言いましたように、高齢者が増えて、医療費が、給付費が上がれば保険料は増えるということになっているわけですけども、先ほど申されましたように、平成19、20年では、若干一人当たりの医療費が減っていますね。高齢者は増えていってるわけですけども。これらにつきまして、試算もされていないと。ひょっとしたら上がるのではないかなという懸念を持っておるわけですけども、概算いたしまして、その件はいかがでございましょうか。

それと、先ほど最後の質問で申し上げました、保険料の全体が下がると、確かに下がっているという方もおられるんですけども、当然上がっておられる方もおられます。

国がいろんな試算を出しましたけども、非常に不確定な、実態に合っていないということ、批判も出ておりましたけども、そういうのは広域連合の中では現在のところ調査はされていないと。どれだけの方が今までの保険料よりも上がったかどうかというのは、全く把握していないということなのではないでしょうか、伺います。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 冒頭の説明の点でございます。直接別途お送りせよということでしたら、そうさせていただきます。

課長さん方にはそれをご活用いただいております。議員さんであれば何であれ、広域連合議会の議員さんにつきましては、各市町の議会で選ばれた議員さん方でございますから、同じ形で対応すると。逆にできるだけ詳しい説明をやらせていただきたいと思っておりますので、事前に課長さん方にご説明させていただきます。

また、直接郵送等のご要望ございましたら、承ります。よろしくお願いたします。

それから、保険料の試算の関係でございます。保険料につきましては、当然、従前のやり方といいますか、方針でやっていくとしても、今年の予算時期でいろいろ決まってくる要素がございました。例えば、来年度は診療報酬の改定の時期でございます。それから、この議会でも何回かお諮りいたしました保険料の軽減措置が、今は予算措置でございますから、私どもはそれを恒久的にというご要望もさせていただきますけれども、その辺が予算時期にならないと決まらないのではないかなという気はいたします。

それから、今現在9月の頭で、5か月ちょうど過ぎたところでございますが、まだ、医療機関へのお支払いというのは、7月までぐらいしか終わっておりません。今年度に入りまして、20年度に比べて若干一人当たりの給付費が少し上がっている気配がございます。それほどまだ高い上昇率とは申せませんが、今後この秋口からにかけて給付費の動向をもう少し見させていただかないと、試算もできないという状況でありますことを、ご理解いただきたいと思います。

それから、調査でございます。国の方は、そういう試算値ということでございました。それをやろうといたしますと、この制度にお入りいただいた、先ほど申し上げましたように平均56万人余の方々の、元のおられましたそれぞれの保険者の元で、決定されました保険料率に基づきまして、前年度の所得によりもう一度再計算をして、広域連合の方で料率計算させていただいた保険料と、全部突合するというのをしないと、正確な数字というのは出て来ないわけでございます、そこまでようやくできてないという状況でございます。以上でございます。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 繰り返しますけども、今先ほど申し上げましたような、いろんな資料につきましては課長からもらってくれと。課長が責任を持って、広域議員に説明しろということなんですか。よく聞き取れなかったんですけど。今言いました資料は、これからはいただけるということで理解しておいてよろしいのでしょうか。

もう一つだけ聞きます。実態調査というのは、やはり時間がかかってもやっていくべきではないかなと。これは各自治体でしなければ分からないことなんですけれども。と言いますのも、やはり本当に保険料は上がったのか下がったのかと、国が言ってるのは正しいのかどうか、やはり検証すべきだと、広域連合議会としても、というふうに思います。私の養父市では、担当課を通じて、それらの調査をするように今お願いしているところなんですけども。時間はかかりますけど、もちろん。これはやっぱり国が本当に言ってるのは正しいのかどうかというのは、もしもそうであればいいんですけれども、ところが実態見ておりまして、決してそんなふうにはなっていないというふうに思うわけですので、今後の調査については是非よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

それから、保険料につきましては、確かに21年度の医療費がどうなるかによって大きく変わってくるわけなんですけども、先ほど言いましたように若干上がってきているのではないかと。診療報酬の改定のこともございますけれども。そうしますと、高齢

者が増えて医療費が増えれば当然、保険料は上がってくるというのが基本ですので、その点については間違いございませんので。今の状況で医療費が上がって来れば、保険料にもはね返ってくるということで理解しておいていいということですね。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

最初の点でございます。課長さん方にご説明していただいて、どうしても課長さんからではということがございましたら、またお申し付けいただけたら、別途郵送させていただきます。

それからもう1点、実態調査の件でございますが、先ほどご説明いたしましたように、膨大な数でございますし、その時点を、料率を同じ年度で合わせて比較する必要がございますから、非常に困難な面があるかと思えます。大規模な団体も含めて、全体に調査するのは非常に難しい点があるということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（西田正則） 質疑が終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。登壇のうえ、ご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 失礼いたします。養父市の藤原でございます。

現在提案されております、認定第1号、第2号について反対するものであります。

その理由を以下述べさせていただきます。

実は、私をご承知のように、平成20年度の予算を立てるときには、この議会には出ておりませんでした。その後、補正予算が出されまして、国の制度改正によりまして、保険料の減免ということが出てまいりました。それにつきましては、制度が存続している以上、減免されるということについては賛成の立場を表明してきたところでございます。しかしながら、この後期高齢者医療制度につきましては、根本的に大き

な間違いがあったという立場から、2つの認定につきまして反対するものであります。

まず一つは、この制度そのものが高齢者の立場を無視して、75歳以上になると強制的に別立ての保険に加入させるという、世界的にも例のない保険制度でありました。さらに本人の承認を得ることもなく、保険料を年金から天引きし、そして高齢者への医療制限を加えるという、高齢者の尊厳をも無視する制度であったことは明らかであります。

国は、先ほどの質疑でも申し上げましたように、7割の高齢者は保険料が下がると盛んに説明しておりましたが、本当にそのような実態になっているのかという検証すら行われていません。確かに、国民健康保険税などよりも、保険料が引き下げられる高齢者もおられましたけれども、2年ごとの保険料の見直しで、高齢者が増えれば増えるほど、医療費が増えれば増えるほど、保険料が引き上げとなる仕組みとなっており、このままでいきますと、医療費が上がりますと、高齢者が増えますと、来年度の保険料の引き上げが懸念されるわけであります。

この制度によりまして、それぞれの自治体で取り組んでおりました、高齢者へのいろいろな施策が大きく打ち切られました。その一つが市民人間ドックなどであります。助成制度も廃止されるなど、高齢者のみを差別する制度だと言わざるを得ません。

さらには、一般会計では啓発活動を進めるとして予算が組まれておりましたけれども、その周知は極めて不十分であり、それは障害者に対しても同様のことが言えると思います。養父市におきましても、手続を怠っていたために滞納となっている高齢者さえ生まれている状況にあります。また、委託料、備品購入費など、莫大な経費をかけていますが、このような制度を作ったことによります経費の無駄遣いを認めるわけにはいきません。

確かに保険料につきましては、先ほど申し上げましたように、国の方が下がったと言っておりますけれども、実態はそうではありません。ところが、多くの高齢者は、年金から天引きされる、また普通徴収の方もおられますけれども、この後期高齢者医療

制度に不満と怒りを持ちながらも、やはり税や保険料については、国のため県のためということで、厳しい生活の中からもこの保険料を払っておられます。保険料の滞納額というのが、非常に、この後期高齢者医療制度につきましては少ないわけであり、ます。養父市の状況を見ておりまして、保険料の総額は2億4,210万円であり、ます。その中で、普通徴収は6,815万円です。その中で、滞納はわずか45万円です。ほとんどの方が、先ほど申し上げましたようないろんな問題はあっても、保険料だけは何とか払っていき、こういう思いを持ちながら、現在保険料を払っておられます。この思いに応えるべきであります。

一日も早くこの制度は廃止し、そして新たな制度を作り高齢者が安心して保険料を納める、暮らしていける、そういう制度に作り変えるべきである。このことを申し上げまして、認定第1号、第2号につきまして、反対するものであります。以上でございます。

○議長（西田正則） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

認定第1号を、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西田正則） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号を、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西田正則） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第5、議案第12号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第6、議案第13号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました、議案第12号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,510万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,470万1,000円とするものでございます。

これは、平成20年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、国庫支出金に対して精算すべき額を差引いた残額を、市町負担金から減額しようとするものであります。また、6月臨時会で可決いただきました、均等割額8.5割軽減の財源となる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、申請を上回る額が交付されたため、これを受け入れるための歳入と、臨時特例基金に積み立てるための歳出を増額補正するものでございます。

それでは、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町負担金3億8,709万6,000円を減額し、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目老人医療費国庫補助金6,509万7,000円、第5款繰越金3億8,710万7,000円をそれぞれ増額しております。

続いて、25ページをお願いします。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6,510万8,000円を増額いたします。

次に、議案第13号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

26ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ135億5,523万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,344億6,476万5,000円とするものでございます。

これは、ひとつは、平成20年度決算歳入歳出差引残額を繰越し、国、県支出金等との精算のための償還金及び、財政運営期間2年目の平成21年度特別会計の予備費に充てようとするものであります。ひとつは、議案第12号で基金に造成した均等割8.5割軽減の財源を、後期高齢者医療特別会計に繰り入れるための基金繰入金を増額し、保険料負担金を同額減額する財源更正を行おうとするものであります。ひとつは、誕生日が月の途中である場合、75歳到達月の誕生日前後に、二つの医療制度に加入していたことにより、自己限度額が増額となることがあったため、平成21年1月より制度改正が行われましたが、それ以前に加入された対象者に、高額療養費特別支給金が支給されることとなり、その経費を国からの交付金を財源として増額し、支出のための目を新設するものであります。

事項別明細書により、ご説明申し上げます。

29ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保険料等負担金6,509万7,000円を減額し、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目高額医療費負担金1億2,225万7,000円、第2項国庫補助金、第1目調整交付金2,000万円、第3款県支出金、第1項県負担金、第2目高額医療費負担金9,964万5,000円、第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金6,509万7,000円、第7款繰越金133億1,333万3,000円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出予算でございますが、30ページをお開きください。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金81億5,835万7,000円を増額し、第4目高額療養費特別支給金2,000万円を新設、増額、また、第7款予備費53億7,687万8,000円を増額するものであります。

以上、議案第12号及び議案第13号についてご説明申し上げます。

何とぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第12号及び議案第13号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第14号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました、議案第14号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして、ご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

本件は、統計法（昭和22年法律第18号）の全部の改正等に伴い、当該法律を引用する兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第14号についてご説明申し上げます。

何とぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第14号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。自席でご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 23番、養父市の藤原でございます。

連合長に、端的にお尋ねしたいと思いますが、この後期高齢者医療制度が発足してから1年5か月になるわけですが、先ほど討論のときにも申し上げましたけども、さまざまな課題を抱えながらスタートをいたしました。高齢者の多く、また障害者の方々からも、医師会や老人会、全国いろんな方面からこの後期高齢者医療制度をやはり大きく見直すべきだ、廃止すべきだという声が高まっていたわけですが、当面の、小手先の見直しで、保険料を軽減という形だけで、政府は後期高齢者医療制度を現在まで実施しております。

ところが、先だって総選挙が行われました。この後期高齢者医療制度というのは、大きな争点の一つにもなっておりましたが、結果はご承知のとおりであり、自公政権に対して多くの国民がノーということ突きつけたわけです。連日テレビでも報道しておりますけれども、参議院ではご承知のように、この後期高齢者医療制度の廃止の法案が通っております。もう、早晚、衆議院でも選挙の結果を受けて、この制度の廃止の方向に準備が進められているというふうに思っているわけですが、

連合長は、先の議会の質問の時にもご質問申し上げましたが、やはり国民皆保険のためにもこの制度は必要なんだと、高齢者にとっても安心できる制度なんだというふ

うにおっしゃっておられましたけれども、この総選挙の結果を受けて、今現在どう思っておられるのか。

多くの国民や高齢者は、この制度を一日も早く廃止してほしいという声が高まった結果ではないかというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（西田正則） 山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） この制度が実施されてから、1年5か月経過するけれども、高齢者の気持ちをどのように考えているかというようなことを含めまして、お答えをいたします。

今回の国政選挙の結果につきましては、十分承知しているところでございます。しかしながら、今後につきましては、具体的には何もまだ示されておられません。現段階といたしましては、現行法令に従って、円滑な制度運営に努めることが私どもの使命というように考えております。

よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 今のお答えは、それは当たり前のことなんです。制度があって広域議会があって医療制度があるわけですから、この医療制度につきましては実施しなければならないわけですね。今現在のところは。そのために、我々も議員としてこの席にいるわけですから、その件は当たり前のことなんです。

ところが、先だっの定例会の一般質問で、連合長はこの制度は非常にいいと、高齢者も喜んでると。私の地元の、西宮市ですか、そこの高齢者も大変喜んでいて、国民皆保険のためには後期高齢者医療制度が必要なんだとおっしゃっておられましたから、先の選挙結果を見て、どう思われたかということなんです。

制度は存続していますからね、その制度を存続するために、高齢者の医療を守るためにも、広域連合議会は行わなければなりませんし、医療を守っていかなければなり

ませんし、今の後期高齢者医療制度を進めなければならない、というのは当たり前のことなんです。今の連合長のお気持ちを伺っているわけです。先の選挙の結果を見まして、どう思われますかという、極めて素朴な質問だと思うんですけども。お答え願えませんでしょうか。

○議長（西田正則） 山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 医療制度というのは、安定して供給されなければならないというように私は考えておりますけども、高齢者の方が混乱されることなく安定して治療を受けるというようなことが必要じゃないかと思っております。

一方では、制度の改革はありますけれども、やはりそういう方向で考えていかなければならないというように思っております。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 高齢者の、医療であるとか、健康や福祉を守っていかなければならない、それは当たり前のことなんです。そんなことを聞いてるんじゃないです。何回も繰り返したくないんですけど、どうも私の言ってることがご理解願えないようですけれども。

先だって連合長は、この制度は非常にいい制度なんだと。私は、やっぱりこれ問題があると思うんだ、この制度はという指摘をしたんですけども、今先ほど質問したとおりのご答弁をいただいたわけです。ところが、多くの高齢者や国民の思いというのは、そうではなかったと。そういうのは先の総選挙の結果で現れているのではないかと。この後期高齢者医療制度の廃止をするというのが、今度与党になりますけども、野党の一致してる意見だったんです。ところがそれはもうだめなんだと。今の自公政権が続けてきたこの医療制度についてはやめていこうという、この野党の政策、マニフェストが国民の支持を得たということになっておりますから、これについてどう考えられますかということなんです。やはり、その思いを、連合長も同じように思っておられるのか。

連合長の思いを聞いてるんですよ。事務局が何かメモを渡しておられますけども、そんなことを聞いてるんじゃない。この医療制度を続けないと仕方がないんです、今のところは。法がある以上。そのことをお尋ねしているのではないんですけども。素直に答えていただければ、非常にありがたいんですけども。その選挙結果を見て、一つの大きな公約であったものが、こういうふうな結果になったということについて、連合長としてはどのように考えておられますかと。恐らく廃止の方向になると思うんですね、これは。それについては、どのように考えているのかということをお聞きして、質問を分けているんですけども。いかがでしょうか。

○議長（西田正則） 広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 先ほどお答えしたような考え方なんですけれども、やはり国の医療制度というのはしっかりと確立をしていく必要がございます。

制度の改革はありますけれども、そういう中ででも、しっかりとしたものをつくり上げていく。そして、国民の医療制度をしっかりと守っていくというふうにしななければならない、というふうに考えております。以上です。

○23番（藤原敏憲） ごめんなさい、まだありますか、発言回数。

○議長（西田正則） 発言回数3回でございますので。

○23番（藤原敏憲） 3回。

○議長（西田正則） はい。

質問は終わりました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご審議賜り、また議事進行にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、ごあいさつがあります。

山田広域連合長。

○広域連合長（山田 知） 本日の定例会におきまして、ご提案を申し上げました

各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、より一層のご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（西田正則）　ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成21年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 西 田 正 則

署名議員 豆 田 正 明

署名議員 村 上 正 明